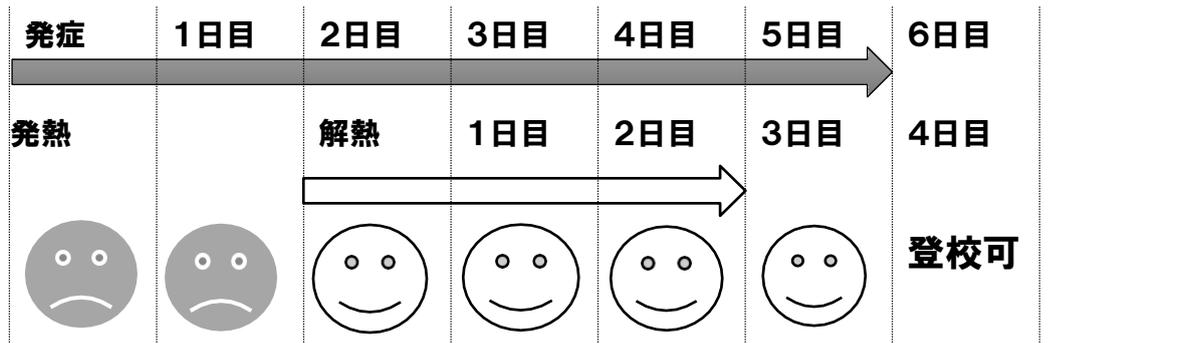


インフルエンザによる出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっています。インフルエンザ発症後、学校へ登校するには下記の2つの条件を両方満たす必要があります。

- ・ 解熱後 2日を経過していること
- ・ 発症後 5日を経過していること

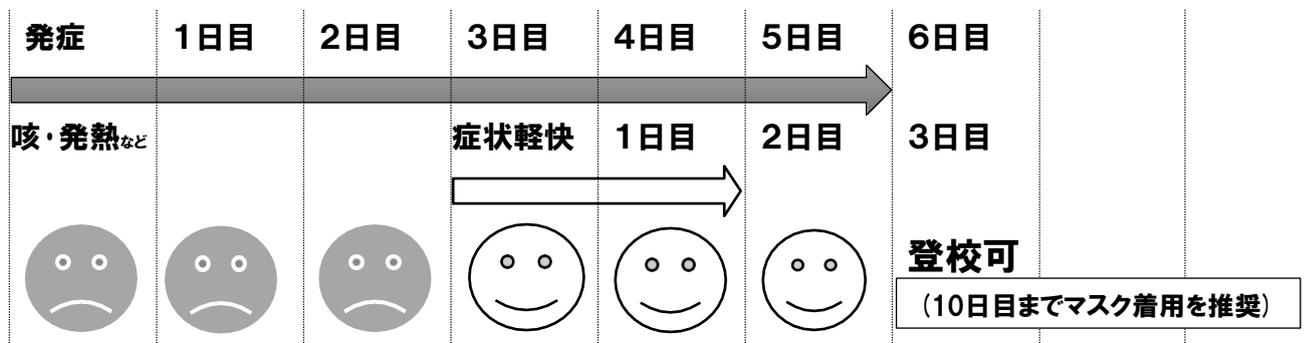
発症とは発熱の症状が現れたことを指します。日数の数え方は発熱が始まった日は含まず、翌日からを発症第1日目と考えます。



この場合、解熱して2日経過しても、発症後5日を経過していないため、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

学校保健安全法施行規則により、新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳などの呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。



この場合、症状が軽快して1日経過しても、発症後5日を経過していないため、すぐには登校できません。発症後6日目に登校できます。

また、登校再開後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。